

Vol. 11 米国 EPA が提案する 5 種の PBT 物質に対するリスク管理とは

2019/6/26 NITE ケミマガ 446 号で、以下の記事を掲載しました。

【 2019/06/21 】 EPA Meets Another Lautenberg Deadline: Proposes Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Rule under the Toxic Substances Control Act
→ <https://www.epa.gov/newsreleases/epa-meets-another-lautenberg-deadline-proposes-persistent-bioaccumulative-and-toxic>

EPA は改正 TSCA に基づき、難分解性、高蓄積性、毒性を有する 5 種の PBT 物質に対する TSCA 第 6 条 (h) のリスク管理を提案することを発表した。このリスク管理提案は連邦官報に公示された後に 60 日間の意見募集を行うと説明している。

この提案された TSCA 第 6 条(h)のリスク管理とはどのようなものでしょう。

TSCA 第 6 条(h)は、『TSCA 改正法^(※)施行の日から 3 年以内に、EPA の管理者が化学物質によりもたらされると判断した健康または環境への障害リスクに対処し、実行可能な範囲でその物質への暴露を減らすための規則を提案すること、その提案から 18 ヶ月以内に最終規則を第 6 条(a)に基づき公布すること』を要求しています。ただし、物質についてリスク評価は求めていません。

この条項では、2014 年の TSCA Work Plan のリストから特定の PBT 物質の選定する基準を定めており、その結果 2016 年に EPA はリスク管理のために 5 物質を特定しています。それらの物質と提案されたリスク管理は次の通りです。

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals-under> (詳細はこの URL でご確認ください)

- デカブロモジフェニルエーテル (decaBDE) [難分解性、生体蓄積性、かつ水性及び陸生無脊椎動物、魚類に有毒。]
物質及び物質を含む製品の、製造(輸入を含む)、加工、流通を禁止することを提案
ただし、物質を含むプラスチックのリサイクルに関する除外規定が付随しています
- フェノール、イソプロピルリン酸(3:1) または PIP (3:1) [難分解性、生体蓄積性、かつ水生植物、水生及び底生無脊椎動物、魚類に有毒。]
物質及び物質を含む製品の加工および流通を禁止することを提案
ただし、航空機油圧システム、潤滑剤や自動車産業での新規または交換部品の加工・流通に関する除外規定が付随しています
- 2,4,6-トリス (tert-ブチル) フェノール または 2,4,6-TTBP [難分解性、生体蓄積性、かつ水生植物及び無脊椎動物、魚類に有毒。]
55 ガロン未満の容量の容器で、物質及び物質を含む製品の流通を禁止することを提案
潤滑油添加剤として使用するための、あらゆるサイズの容器で物質及び物質を含む製品を加工、流通することを禁止することを提案
- ヘキサクロロブタジエン (HCBd) [難分解性、生体蓄積性、かつ水生無脊椎動物、魚類、鳥類に有毒。]
物質の暴露はすでに他の環境法の下で規制されているため、TSCA 第 6 条での規制は提案されていません
- ペンタクロロチオフェノール (PCTP) [難分解性、生体蓄積性、かつ原生動物、魚類、陸生植物、鳥類に有毒。]
物質 1wt%を超える濃度で製造に使用するために、物質及び物質を含む製品の製造(輸入を含む)、加工、流通を禁止することを提案

(※) TSCA 改正法とは「the Frank R. Lautenberg Chemical Safety for the 21st Century Act」です。